

## 「ビジネスコンプライアンス検定 初級 問題集」 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成 29 年 5 月 30 日時点で施行される法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第 7 版をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・ 下線部が追加・修正箇所です。
- ・ 二重線が削除箇所です。

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
52	第 16 回 問題 29 事例文 2 行目	これらの情報はデータベース化され、過去 6 カ月以内のいずれの日においても、データベース化された顧客数の合計は 5 0 0 0 を超えている。	これらの情報はデータベース化され、 <del>過去 6 カ月以内のいずれの日においても、データベース化された顧客数の合計は 5 0 0 0 を超えている。</del>
52	第 16 回 問題 29	1 : X 社は、個人情報取扱事業者にはあたらない。	1 : <del>X 社は、個人情報取扱事業者にはあたらない。</del> <u>X 社が保有する外国籍の顧客の情報は、個人情報保護法の保護対象にあたらない。</u>
70	第 16 回 問題 29 解説	1 : 不適切。個人情報データベースを事業の用に供する者で、過去 6 カ月以内のいずれかの日において、取り扱う個人情報の数の合計が 5 0 0 0 を超えている場合、個人情報取扱事業者にあたる（個人情報保護法 2 条 3 項、施行令 2 条）。	1 : 不適切。 <del>個人情報データベースを事業の用に供する者で、過去 6 カ月以内のいずれかの日において、取り扱う個人情報の数の合計が 5 0 0 0 を超えている場合、個人情報取扱事業者にあたる（個人情報保護法 2 条 3 項、施行令 2 条）。</del> <u>外国籍の個人の情報も個人情報保護法の保護対象にあたる。</u>
89	第 17 回 問題 29	エ. 個人情報保護法は、すべての事業者に対して、適用される。	エ. <del>個人情報保護法は、すべての事業者に対して、適用される。</del> <u>生命の保護のために個人情報が必要な場合においても、個人情報を第三者に提供するには、本人の同意が必ず必要となる。</u>

<p style="text-align: center;">107</p>	<p style="text-align: center;">第 17 回 問題 29 解説</p>	<p>エ： 不適切。個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用される。個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者である（2条3項）。なお、個人情報取扱事業者であっても、個人情報データベース等を構成する個人情報によって、識別される特定の個人の数の合計が、過去6カ月以内のいずれの日においても5000を超えない場合には、本法の適用対象とはならない（2条3項5号、個人情報保護法施行令2条）。</p>	<p><del>エ： 不適切。個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に適用される。個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者である（2条3項）。なお、個人情報取扱事業者であっても、個人情報データベース等を構成する個人情報によって、識別される特定の個人の数の合計が、過去6カ月以内のいずれの日においても5000を超えない場合には、本法の適用対象とはならない（2条3項5号、個人情報保護法施行令2条）。</del>  <u>本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することができる場合もある。本肢のように人の生命、身体、財産の保護のために個人情報提供の必要がある場合で、なおかつ本人の同意を得ることが困難である場合は、例外として同意を得なくとも個人情報をすることができる。</u></p>
--	--	---	--